

## ■地域未来投資促進法に基づく「貝塚市基本計画」改定（素案）に対するパブリックコメント結果

実施期間：令和7年9月4日（木曜日）～令和7年9月24日（水曜日）

意見提出方法：郵送、ファックス、電子メールまたは直接持参

提出者数・件数：個人1名から、合計1件の意見をいただきました。

寄せられたご意見についての貝塚市の考え方は以下のとおりです。

意見	該当箇所	意見の概要	市の考え方	対応結果
1	5ページ 重点促進区域	地域の特性の活用はあるが、事業が特定されていないため、多くの事業が可能のように見える。貝塚市としては、まず事業内容を特定した上で絞り込まないと、不動産や悪徳業者の餌食となる懸念があるため、特段の注意がいる。	ご心配いただきありがとうございます。 素案P4に「地域経済牽引事業は地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること」、また、素案P7に地域の特性及びその活用戦略の分野として「①貝塚市の食料品製造業、鉄鋼業、金属製品製造業等を中心とした産業集積を活用した成長ものづくり分野②貝塚市内の病院、医療系大学・専門学校、福祉施設等の集積を活用した医療・ヘルスケア分野③貝塚市の充実した広域交通体系を活用した卸売・小売、物流分野④貝塚市のなす、みつば、たまねぎなどの特産物を活用した農林水産分野」を記載し、地域経済牽引事業の事業分野を特定しており、市として適切に対処しております。	原案どおり